

法人名		※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分
	事 業 年 度	平成 平成	年	月	日	年	月

付加価値額及び資本金等の額の計算書

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算				資 本 金 等 の 額 の 計 算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2③又は別表5の2の3②、 別表5の2の3④若しくは別表5の2の3⑤	⑪	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑫		月
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③		$\frac{\text{⑪} \times \text{⑫}}{12}$	⑬	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3④、別表5の2の3⑤若しくは 別表5の2の3⑥又は別表5の2の4⑩	⑭		
	単年度損益 第6号様式⑦又は別表5②	⑤		差引 ⑬-⑭	⑮		
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑮のうち1,000億円以下の金額	⑯			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 $\frac{\text{①}}{\text{④}}$	⑦	%	⑯のうち1,000億円を超え 5,000億円以下の金額 $\times \frac{50}{100}$	⑰			
雇除額 ④ $\times \frac{70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	⑯のうち5,000億円を超え 1兆円以下の金額 $\times \frac{25}{100}$	⑱			
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		課税標準となる資本金等の額 ⑯+⑰+⑱	⑲			
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨	⑩						

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ⑳	当期中の減少額 ㉑	当期中の増加額 ㉒	差引期末現在の金額 ㉓ (㉐-㉑+㉒)
資本金等の額 又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金等の額又は 連結個別資本金等の額				
期中に金額の増減が あった場合の理由等				

欠損金額等及び災害損失金の
控除明細書

事業 年度	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	法人 名
----------	----------	--------	--------	------------	---------

第六号様式別表九 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

控除前所得金額 第6号様式㉗-(別表10①又は②)		①	円	所得金額控除限度額 ①× $\frac{80 \text{又は} 100}{100}$	②	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③	円	当期控除額④ <small>(当該事業年度の③と②-当該事業年度前の④の合計額)のうち少ない金額)</small>	翌期繰越額⑤ <small>(③-④)又は別表11⑰)</small>	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
当期分	欠損金額等・災害損失金					
計						円

災害により生じた損失の額の計算

災害の種類		災害のやんだ日	平成 年 月 日
当期の欠損金額⑥	円	差引災害により生じた損失の額(⑦-⑧)⑨	円
災害により生じた損失の額⑦		繰越控除の対象となる損失の額(⑥と⑨のうち少ない金額)⑩	
保険金又は損害賠償金等の額⑧			

更生欠損金額等及び民事再生等評価換えが行われる場合の
再生等欠損金額等の控除明細書

事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
------	--------------------------	-----	--

第六号様式別表十(用紙日本工業規格A4)(第五条関係)

更生欠損金額等の控除明細書							
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑧	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		欠損金額等の計算	欠損金額等及び災害損失金額(⑦の計)又は(別表9③の計)	⑨	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③			差引欠損金額等(⑧-⑨)	⑩	
	資産の評価益の総額	④		当期控除額	⑦と⑧のうち少ない金額又は⑦と⑩のうち少ない金額	⑪	
	資産の評価損の総額	⑤			⑦と⑧のうち少ない金額	⑫	
	純評価益の額(④-⑤) (マイナスの場合は0)	⑥			欠損金額等からしないものとする金額(⑪-⑩)(マイナスの場合は0)	⑬	
	計(①+②+③+⑥)	⑦					

民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	⑭	円	欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑳	円
	私財提供を受けた金銭の額	⑮		欠損金額等の計算	欠損金額等及び災害損失金額(⑰の計)又は(別表9③の計)	㉑	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	⑯			差引欠損金額等(⑳-㉑)	㉒	
	資産の評価益の総額	⑰		所得金額	㉑の金額を控除する前の所得	㉓	
	資産の評価損の総額	⑱		当期控除額	⑰、⑱若しくは㉓のうち最も少ない金額又は⑰、⑱若しくは㉓のうち最も少ない金額	㉔	
	計(⑭+⑮+⑯+⑰-⑱)	⑲			⑰、⑱又は㉓のうち最も少ない金額	㉕	
					欠損金額等からしないものとする金額(㉔-㉒)(マイナスの場合は0)	㉖	

控除未済欠損金額等の調整

発生事業年度	調整前の控除未済欠損金額等	欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の㉗と(⑬又は㉕)-当該発生事業年度前の㉕の合計額)のうち少ない金額)	差引控除未済欠損金額等(㉗-㉕)
	㉗	㉘	㉙
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
計			

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等
及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書

事業年度 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで 法人名

第六号様式別表十一 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額を控除した後の所得 (第6号様式⑦又は別表5②)-⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②			⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑦又は別表5②)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計 (①+②+③)	④			④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑮の計)		⑬	
	適用年度終了の時ににおける資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等からしないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額 (別表9④の計)	⑦		/			
	差引欠損金額等 (⑤-⑥-⑦)	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発 生 事 業 年 度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③-④)	欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の⑮と⑭-当該発生事業年度前の⑯の合計額)のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮-⑯)
	⑮	⑯	⑰
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
計			

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の
控除未済欠損金額等の計算に関する明細書

事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
------	--------------------------	-----	--

第六号様式別表十二（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等					
事業年度	欠損金額等の区分	控除未済欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 〔前期の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の⑤若しくは別表13の2の⑤〕 ①	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額等 〔適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定 適格合併等の日：平成 年 月 日 被合併法人等の名称：〕		調整後の控除未済欠損金額等 ①+② ③
			被合併法人等の事業年度	欠損金額等の区分 被合併法人等の未処理欠損金額等 〔最終の事業年度の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の⑤〕 ②	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	
計			計		
支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の調整計算の明細					
適格組織再編成等の別		合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日	平成 年 月 日
対象法人の別		被合併法人等(名称：)・当該法人		支配関係発生日	平成 年 月 日
対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合 共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合			
		被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕 ④	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕 ⑤	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額等 ⑧-⑫ ⑥	引継ぎを受ける未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 〔支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては⑤と⑥のうち少ない金額〕 ⑦
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金				
計					
支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細					
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額 〔支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等〕 ⑧	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			
		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額 ⑨	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額 ⑩	特定資産譲渡等損失額 ⑨-⑩ ⑪	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔⑧と⑪のうち少ない金額〕 ⑫
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
計					

共同事業を営むための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
------	--------------------------	-----	--

第六号様式別表十三 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

適格組織再編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	平成 年 月 日					
対象法人の別	被合併法人等(名称:)・当該法人	支配関係発生日	平成 年 月 日					
引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算								
対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 (被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤)	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算 時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合 (①の金額)	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合 (支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と⑥-⑦のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①の金額)	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合 (支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①と⑧-⑩のうち少ない金額)	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 ②、③又は④		
		①	②	③	④	⑤		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
計								
時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細								
対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合 支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等 (支配関係事業年度の前事業年度の別表9の⑤)	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額 (③の金額を⑥の古いものから順次振当)	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合 支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額 (支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等)	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額 別表12の⑫	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額 (⑩の金額を⑨の古いものから順次振当)		
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金							
計								
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細								
時価純資産超過額 (⑫の(イ)-⑮の(イ))-(⑫の(ロ)-⑮の(ロ))	⑬	円	制限対象金額 ⑫-⑬	⑭	円			
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額 ⑥の計	⑭		簿価純資産超過額 (⑫の(ロ)-⑮の(ロ))-(⑫の(イ)-⑮の(イ))	⑮				
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細								
資			産			負債		
名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額
	(イ)	(ロ)		(イ)	(ロ)		(イ)	(ロ)
	円	円		円	円		円	円
⑮			⑰			⑲		
⑯			⑱			⑳		
⑰			㉑			㉓		
⑰			計	㉒		計	㉔	

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の
控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業	平成	年	月	日から	法人	
年度	平成	年	月	日まで	人名	

第六号様式別表十三の二 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

適格組織再編成等の別		適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		平成 年 月 日	
				支配関係発生日		平成 年 月 日	
調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算							
当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	当該法人の控除未済 欠損金額等 〔当該法人の前期の別表9 の⑤〕	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算				特例計算による調整 後の当該法人分の控 除未済欠損金額等 ②、③又は④
			移転時価資産価額が 移転簿価資産価額以 下である場合 (①の金額)	移転時価資産価額が移転簿価資産価額を 超える場合 移転時価資産超過額 が支配関係前欠損金 額等の合計額以下で ある場合 〔支配関係事業年度前 の事業年度にあつては (⑥-⑦)、支配関係事業 年度以後の事業年度 にあつては①〕	移転時価資産超過額 が支配関係前欠損金 額等の合計額を超え る場合 〔支配関係事業年度前 の事業年度にあつては 0、支配関係事業年度 以後の事業年度にあつ ては⑩〕		
			①	②	③	④	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
計							
移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細							
当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	支配関係前欠損金額 等 〔支配関係事業年度前 の事業年度の①〕	移転時価資産超過額が 支配関係前欠損金額等 の合計額以下である 場合	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える 場合		⑨のうち制限対象金 額を構成するものと された部分の金額 〔⑩の金額を⑨の古い ものから順次振当〕	
			⑥のうち移転時価資 産超過額を構成する ものとされた部分の 金額 〔⑩の金額を⑥の古い ものから順次振当〕	支配関係事業年度以 後の事業年度の欠損 金額等のうち特定資 産譲渡等損失相当額 以外の部分から成る 金額 〔別表12「⑧-⑫」〕	支配関係後欠損金額 等 〔支配関係事業年度以 後の事業年度の①-⑧〕		
			⑥	⑦	⑧		⑨
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
計							
制限対象金額の計算の明細				移転直前における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細			
移転時価資産超過額 (⑩の(イ)-(ロ))	⑪	円		名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)	
支配関係前欠損金額等の合計額 (⑥の計)	⑫				⑭	円	円
制限対象金額 ⑪-⑫	⑬				⑮		
				計	⑯		

受付印

平成 年 月 日 殿

※処理事項	整理番号	事務所	法人番号	申告区分
※処理事項	送付年月日 通信日付印	確定印	申告年月日 年 月 日	

所在地 <small>(本県が支店等の場合は本県所在地と併記)</small> (電話)	事業種目
法人名 <small>(ふりがな)</small>	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 <small>(兆 十億 百万 千 円)</small>
代表者 自署押印	前期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又は前連結事業年度分の道府県民税の予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (38)の金額	17	兆	十億	百万	千	円	00
所得割額 (39) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	18						00
付加価値割額 (40) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	19						00
資本割額 (41) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	20						00
収入割額 (42) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	21						00
地方税法特別税 前事業年度の地方法人特別税額 (48)	22						00
地方税法特別税 地方法人特別税額 (22) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	23						00
予定申告税額 (18+19+20+21+23)	24						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額	25						00
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 (24-25)	26						00
前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細							
摘要		課税標準	税率 (100)	税額			
所得割	所得金額総額 (27)	兆 十億 百万 千 円					
	所得金額 (28)						
付加価値割	付加価値額総額 (29)						
	付加価値額 (30)						
資本割	資本金等の額総額 (31)						
	資本金等の額 (32)						
収入割	収入金額総額 (33)						
	収入金額 (34)						
合計事業税額 (28+30+32+34)		35					
仮装経理に基づく事業税額の控除額		36					
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		37					
納付すべき事業税額 (35-36-37)		38					
38の内訳	所得割 (39)	兆 十億 百万 千 円	付加価値割 (40)				
	資本割 (41)		収入割 (42)				
摘要		課税標準	税率 (100)	税額			
45の内訳	所得割に係る地方法人特別税額 (43)	兆 十億 百万 千 円		00			
	収入割に係る地方法人特別税額 (44)			00			
合計地方法人特別税額 (43+44)		45					
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額		46					
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額		47					
納付すべき地方法人特別税額 (45-46-47)		48					
道府県民税							
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (16)の金額	1	兆	十億	百万	千	円	00
予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	2						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	3						00
この申告により納付すべき法人税割額 (2-3)	4						00
均等割額	5						月
算定期間中において事務所等を有していた月数	6						円
円 × $\frac{5}{12}$	7						00
この申告により納付すべき道府県民税額 (4+6)	8						00
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細							
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額又は法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額	9	兆	十億	百万	千	円	()
法人税割額	10						
外国の法人税等の額の控除額	11						
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	12						
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	13						
納付すべき法人税割額 (9-10-11-12-13)	14						
(9)のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	15						
差引法人税割額 (14-15)	16						
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	17						
この申告の期間				平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで		
前事業年度又は前連結事業年度の期間				平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで		
備考							
関与税理士署名押印				(電話)			

(事業税)

(地方法人特別税)

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その1）

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人 名
------------------	--------------------------	---------

第七号の二様式（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
当期において控除する外国税額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑬	当期控除額 ⑭	翌期繰越額 ⑬-⑭ ⑮
控除対象 外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑤)	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑰)					
	計 ①+② ③		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
当期分 の控除 外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①)		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④ ⑤					
	道府県民税の控除限度額 (別表1の②)		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の⑳)		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	計 ⑥+⑦ ⑧		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑧のうち少ない額) ⑨		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	前3年以内の控除未済外国税額 ⑩		当期分	/	/	
	当期分として算定した法人税割額 (⑱又は第6号様式の⑧) ⑪			⑩ 円	円	
	当期において控除する外国税額 (⑩若しくは⑨+⑩のうち少ない額又は㉑) ⑫		計			

各道府県ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業者 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき 外国税額 ⑯	各道府県ごとに 算定した法人税 割額 ⑰	各道府県ごとに 控除する外国税 額(⑯又は⑰の うち少ない額) ⑱
名称	所在地				
		人	円	円	円
合 計				⑲	⑳